

【第2報（最終報）】 岐阜管内 高架下資材置き場の門扉に踵を挟まれた事象

【発生日時】 2025年6月20日（金） 16：00頃

【区間・位置】 E41東海北陸自動車道 米野高架橋下 資材置場

【作業内容】 2025年東海北陸自動車道 ■管内維持修繕業務

【受注者】 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)

【事象概要】 東海北陸自動車道 米野高架橋下 資材置き場にて片付け作業終了後、門扉を閉めようとした際、門扉と地面の間に足が挟まり右足を骨折したものの。

【被害状況】 物的被害：なし

人的被害：骨折

【時系列】

6月20日（金）

16：00頃 事故発生。本人（■作業員）は軽微なケガと思い作業続行。

6月21日（土）

09：00 腫れが引かないので病院に行き診察を受け骨折が判明。

10：34 本人より現場代理人に事故報告

10：44 現場代理人から所長に事故報告

12：10 本社部長に事故報告

6月23日（月）

08：30 朝礼時に事故概要の周知

16：00 緊急安全大会で対策の周知

【事故発生箇所 航空写真（東海北陸自動車道）】



【事故状況写真】



【事故の原因】

■人的要因

- ・ 門扉の開閉旋回範囲内で作業を行った。
- ・ 門扉に対し背を向けて作業を行った。
- ・ 足が挟まると思わなかった。

■物的要因

- ・ 開閉旋回範囲の門扉と地面との間が最大で**200mm**程度あり足が挟まる可能性があった。

■管理的要因

- ・ 門扉開閉時における危険要素の明示をしていなかった。

【対策】

■人的要因

- ・ 門扉の開閉旋回範囲外で作業を行う。

■物的要因

- ・ 足が挟まれないように門扉下部にクッション材を設置し、**200mm**の隙間を軽減
- ・ 門扉の旋回範囲を明示し、旋回範囲内で作業をしないように周知

■管理的要因

- ・ 門扉開閉時における「手元足元 挟まれ注意」の明示と事故対策の周知徹底。



